



JAグループは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標として、組合員、地域から「必要とされ、なくてはならない存在」となることを目指し、さまざまな取り組みを展開しています。

多業を拓く協同組合

JAと農業

監修=JCA
(日本協同組合連携機構)

第23回

くらしと農業の調和「都市農業」

都市農業は新鮮で安全な農産物を供給するだけでなく、災害時の防災空間や農業体験・交流の場の提供などの役割も持っています。人口が集中する都市部で、都市住民に農業を身近に感じてもらい、農業が育んできた歴史・文化に触れてもらうことは、農業への理解の醸成につながると期待されています。また、都市住民の中にも都市農地を残すべきという認識が定着しています。

2015年に「都市農業振興基本法」が成立し、16年5月には「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市の農地は「あるべきもの」と位置付けられました。JAグループは、直売所の設置促進、学校給食への食材提供、体験型農園の実施、生産緑地制度（農業の継続を条件に税制上の優遇等を受けられる仕組み）の活用などを通じて都市農業の振興を目指しています。

語句解説

【都市農業】

都市農業とは「市街地およびその周辺の地域において行われる農業」と定義されています。都市農地の中核となる市街化区域内の農地面積は、2017年、わが国農地面積の2%に相当する6.9万haあります。生産緑地地区に指定された農地は1.3万haと一定の面積が維持されています。市民農園の数は、土に触れ、野菜や草花を育てたいという都市住民の需要の高まりを受け、都市的地域を中心に年々増加しています。

都市農業が全国に占める割合

	農家戸数	農地面積	販売金額(推計)
全国	215.5万戸	444.4万ha	5兆8,366億円
市街化区域 (対全国比)	22.8万戸 (11%)	6.9万ha(2%) うち生産緑地 1.3万ha(0.3%)	4,466億円 (8%)

注1:全国の数値は、「農林業センサス」(2015年)等による。
注2:都市農業の数値は、「固定資産の価格等の概要調査(2017年)」等を用いた推計による。
農水省資料より作成

都市農業の多様な役割



耕そう、大地と地域のみらい。
(JA広報通信より)

JA広島市の自己改革

生産緑地制度導入に向け勉強会

生産緑地制度とは、市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的とした制度です。指定を受ければ、30年間農地として管理することが義務付けられ、建築行為や宅地の造成が一部を除いて制限を受けますが、一方で市街化区域内の宅地並み評価が農地評価となり、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

中国地方では、まだ制度の導入例はありませんが、現在、広島市がこの制度の導入を検討中で、1月15日には市街化区域内の農地の所有者・耕作者を対象に、JA広島市本店で広島市主催の「生産緑地制度に関する説明会」を開き、制度の概要や指定を受けるための要件案を説明しました。

また、JA広島市では、広島市が導入を検討している生産緑地制度について職員の理解を深めようと、全国農業協同組合中央会から営農・くらし支援部営農担い手支援課 高塚明宏主査を講師に招き、勉強会を開催。営農経済部の担当者や営農指導員、総合相談センター職員らが参加し、制度の概要やこれまでの導入事例、相続時に想定される課題などについて、質問を交えながら学び、理解を深めました。

今後JA広島市では、広島市が生産緑地制度を導入した場合にJAとして行う対応や、組合員からの相談等へ応えられる体制づくりなどの課題を整理していきます。

